

兵庫県公報

令和5年3月31日 金曜日 第19号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	7
○ 口頭により提供を求めることができる保有個人情報の指定	11

公布された法令のあらまし

◎職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第5号）
行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月31日

兵庫県人事委員会
委員長 田中基康

兵庫県人事委員会規則第5号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
別表第23 3の項中「及び県立人と自然の博物館」を「並びに県立人と自然の博物館副館長及び」に改める。

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第2条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款及び教育委員会事務局の款を次のように改める。

知事の事務部局	本庁	(1) 技監 (2) 理事 (3) 会計管理者 (4) 部長 (5) 副防災監 (6) 局長（行政職10級の者に限る。） (7) 参事（行政職特10級及び10級の者に限る。）	1種
---------	----	---	----

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 秘書広報室長 (2) 元町プロジェクト室長 (3) 感染症等対策室長 (4) 局長（行政職10級の者を除く。） (5) 出納局長 (6) 工事検査室長 (7) 次長 (8) 公館長 	2種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 参事（行政職9級及び医師・歯科医師職4級の者に限る。） (2) 課長 (3) 職員相談員 	3種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 室長 (2) 参事（行政職9級及び10級並びに医師・歯科医師職4級の者を除く。） (3) 官（行政職8級及び7級並びに医師・歯科医師職4級の者に限る。） (4) 主任広報専門員 (5) 職員健康相談員 (6) 主任技術専門員（行政職8級の者に限る。） 	4種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 副課長 (2) 班長（行政職7級の者に限る。） (3) 研究参事 	5種
	水産漁港課はやたか船長	7種
地方 機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県民総合相談センター所長 (2) 兵庫陶芸美術館の館長及び副館長（行政職10級の者に限る。） (3) 県民局長及び県民センター長 (4) 東京事務所長 (5) 自治研修所長 (6) 広域防災センター長 (7) 県立健康科学研究所長 (8) こども家庭センター所長（行政職10級の者に限る。） (9) 県立工業技術センター所長 (10) 県立ものづくり大学校長 (11) 県立農林水産技術総合センター所長 (12) 県立淡路景観園芸学校校長 (13) 森林動物研究センター所長 (14) こども総括監 	1種

	<ol style="list-style-type: none"> (1) 県民局の副局長及び県民センターの副センター長 (2) 県民局及び県民センターの室長（行政職9級の者に限る。）及び参事（行政職9級及び医師・歯科医師職4級の者に限る。） (3) 但馬長寿の郷長 (4) 県税事務所長（行政職9級の者に限る。） (5) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職4級の者に限る。） (6) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職9級の者に限る。） (7) 土木事務所長（行政職9級の者に限る。） (8) 県立健康科学研究所副研究所長 (9) こども家庭センター所長（行政職9級の者に限る。） (10) 県立総合衛生学院長 (11) 県立工業技術センター次長 (12) 県立農林水産技術総合センター次長 	2種
	<ol style="list-style-type: none"> (1) 県民局及び県民センターの室長（行政職9級の者及び事務所の室長を除く。）、参事（行政職9級の者及び事務所の参事を除く。）及び次長 (2) 兵庫陶芸美術館副館長（行政職9級の者に限る。） (3) 県立男女共同参画センター所長 (4) 但馬長寿の郷の管理部長 (5) 県税事務所長（行政職9級の者を除く。） (6) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職4級の者を除く。） (7) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職9級の者を除く。） (8) 農業改良普及センター所長（行政職8級の者に限る。） (9) 但馬水産事務所長 (10) 土地改良事務所長 (11) 土地改良センター所長（行政職8級の者に限る。） (12) 土木事務所長（行政職9級の者を除く。） (13) 尼崎港管理事務所長 (14) 姫路港管理事務所長 (15) 東京事務所次長（総括次長に限る。） (16) 自治研修所次長 (17) 職員健康管理センターの所長、室長及び職員診療所長（医師・歯科医師職4級及び3級の者に限る。） (18) 職員会館長 (19) 消費生活総合センターの所長 (20) 広域防災センターの次長 (21) 保健所長 (22) こども家庭センター所長（行政職10級及び9級の者を除く。） (23) 女性家庭センター所長 (24) 県立明石学園長 (25) 県立総合衛生学院副学院長 (26) 食肉衛生検査センター所長 (27) 動物愛護センター所長 (28) 県立身体障害者更生相談所長 (29) 精神保健福祉センター所長及び次長 (30) 県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校長 (31) 県立但馬技術大学校の副大学校長及び部長 	3種

<ul style="list-style-type: none"> (32) 県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校長 (33) 県立神戸高等技術専門学院長 (34) 県立障害者高等技術専門学院長 (35) 兵庫障害者職業能力開発校長 (36) 旅券事務所長 (37) 県立農林水産技術総合センターの参事、農業大学校長及び技術センター所長 (38) 家畜保健衛生所長 (39) 森林大学校長 (40) 六甲治山事務所長 (41) 森林動物研究センター次長 (42) 県立淡路景観園芸学校副校長 	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県民総合相談センター次長 (2) 広域防災センターの消防学校長 (3) 消費生活センター長 (4) こども家庭センターの参事（医師・歯科医師職4級の者に限る。） (5) 農業改良普及センター所長（行政職8級の者を除く。） (6) 県税事務所の収税室長及び課税室長 (7) 健康福祉事務所の福祉室長 (8) 土地改良センター所長（行政職8級の者を除く。） (9) 土木事務所の室長 (10) 参事（県民局及び県民センターの参事（事務所の参事を除く。）を除く。） (11) 東京事務所次長（総括次長を除く。） (12) 消費生活総合センターの副所長及び部長 (13) 広域防災センターの部長 (14) 県立健康科学研究所の危機管理部長 (15) 県立明石学園副園長（行政職8級の者に限る。） (16) 県立総合衛生学院事務部長 (17) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職8級の者に限る。） (18) 動物愛護センターの支所長（行政職8級の者に限る。） (19) 県立知的障害者更生相談所長 (20) 県立工業技術センター総務部長 (21) 県立ものづくり大学校企画部長 (22) 県立農林水産技術総合センター総務部長 (23) 県立農林水産技術総合センター農業大学校統括農業教育専門官 (24) 森林動物研究センターの部長 (25) 県立淡路景観園芸学校総務部長 	<p>4 種</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 副所長 (2) 室長補佐及び所長補佐 (3) 職員健康管理センター職員診療所長（医師・歯科医師職4級及び3級の者を除く。） (4) 広域防災センターの消防学校副校長 (5) 県立健康科学研究所の部長（危機管理部長を除く。） (6) 県立明石学園副園長（行政職7級の者に限る。） (7) 県立総合衛生学院の看護・介護部長、看護・介護部参事及び事務部次長 (8) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職7級の者に限る。） (9) 動物愛護センターの動物管理事務所長及び支所長（行政職7級の者に限る。） (10) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）、総務部次長及び工業技術支援センター所長 (11) 県立ものづくり大学の企画部次長並びに姫路職業能力開発校の副校長及び次長 (12) 県立但馬技術大学の部次長及び豊岡職業能力開発校副校長 (13) 県立神戸高等技術専門学院副院長 (14) 県立障害者高等技術専門学院副院長 (15) 兵庫障害者職業能力開発校副校長 (16) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、企画調整・経営支援部長、技術センターの部長、病害虫防除所長並びに但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長 (17) 森林大学校副校長 (18) 森林動物研究センター業務部副部長 (19) 県立淡路景観園芸学校総務部次長 	5種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 県立工業技術センターの室長及び部次長 (2) 県立農林水産技術総合センターの農業技術センター次長及び水産技術センター但馬水産技術センター次長 	6種
		<p>県立農林水産技術総合センター水産技術センターの新ひょうご船長及びたじま船長</p>	7種
教育委員会事務局	本庁	教育次長	2種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 参事（行政職9級の者に限る。） (2) 課長 	3種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 室長 (2) 参事（行政職9級の者を除く。） (3) 官（行政職8級及び7級の者に限る。） 	4種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 副課長 (2) 班長（行政職7級の者に限る。） 	5種

地方 機関	(1) 県立教育研修所長 (2) 県立美術館の館長及び副館長（行政職10級の者に限る。） (3) 県立図書館長 (4) 県立歴史博物館長 (5) 県立人と自然の博物館長 (6) 県立考古博物館長	1種
	(1) 県立南但馬自然学校学長 (2) 県立但馬やまびこの郷所長 (3) 県立コウノトリの郷公園長	2種
	(1) 教育事務所長 (2) 県立美術館の副館長（行政職9級の者に限る。）及び次長 (3) 県立図書館次長（行政職9級の者に限る。） (4) 県立歴史博物館次長（行政職9級の者に限る。） (5) 県立人と自然の博物館副館長（研究職5級の者に限る。）及び次長（行政職9級の者及び研究職5級の者に限る。） (6) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職9級の者に限る。） (7) 県立考古博物館副館長	3種
	(1) 県立特別支援教育センター所長（兼務者を除く。） (2) 県立南但馬自然学校長 (3) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職8級の者に限る。） (4) 県立教育研修所の部長及び参事（これらの職員のうち、兼務者を除く。） (5) 県立図書館次長 (6) 県立歴史博物館次長（行政職8級の者に限る。） (7) 県立人と自然の博物館次長（行政職8級の者に限る。） (8) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職8級の者に限る。） (9) 県立考古博物館の部長 (10) 県立考古博物館加西分館長	4種
	(1) 教育事務所の副所長及び所長補佐 (2) 県立南但馬自然学校副校長（行政職7級の者に限る。） (3) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職7級の者に限る。） (4) 県立美術館館長補佐 (5) 県立図書館館長補佐 (6) 県立歴史博物館館長補佐 (7) 県立人と自然の博物館館長補佐 (8) 県立コウノトリの郷公園所長補佐 (9) 県立考古博物館館長補佐 (10) 県立考古博物館加西分館分館長補佐	5種
	県立特別支援教育センター副所長	6種
	(1) 県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の事務長 (2) 県立香住高等学校但州丸船長	7種

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第3条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項を次のように改める。

<p>本庁</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災監 技監 理事 会計管理者 部長 副防災監 秘書広報室長 元町プロジェクト室長 感染症等対策室長 局長 出納局長 次長 公館長 課長 室長 参事 隊長 官（行政職8級及び7級並びに医師・歯科医師職4級の者に限る。） 主任広報専門員 職員健康相談員 職員相談員 主任技術専門員（人事労務を担当するものに限る。） 副課長 副室長 班長（行政職7級の者に限る。） 主幹（人事労務を担当する者に限る。） 研究参事 副隊長 2 総務課の総務班長及び総務企画班長 会計課の総務企画班長 3 秘書課の班長及び主幹 4 財政課の班長及び主幹 5 税務課の管理班長 6 人事課の班長、主幹、主査及び主任 7 職員課の班長、主幹、主査及び主任（いずれも職員団体に關する事務を担当するものに限る。） 8 管財課の班長及び主幹（庁舎管理又は車両管理を担当するものに限る。） 9 水産漁港課の船長
-----------	---

別表知事部局の款東京事務所の項中「副所長」を削り、同款県立健康科学研究所の項中「所長補佐」を削り、同款県立総合衛生学院の項を次のように改める。

<p>県立総合衛生学院</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学院長 副学院長 事務部長 事務部次長 2 看護・介護部長 看護・介護部参事
-----------------	---

別表知事部局の款県立身体障害者更生相談所の項中「所長補佐」を削る。

別表教育委員会の款県立美術館の項中「分館長」を削り、同款県立人と自然の博物館の項中「館長 次長」を「館長 副館長 次長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 田 中 基 康

兵庫県人事委員会告示第3号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。
別表第1知事の内部部局の項を次のように改める。

知事の内部部局	職員	職員	主任職員	主査 機関長	班長 官 主幹 船長 生活創造活動 専門員 生涯学習専門 員 軽油調査専門 員 健康管理専門 員 統計専門員 企画専門員 計量専門員 渉外専門員 農政専門員 検査専門員 換地専門員 農地管理専門 員 環境創造型農 業専門員 森づくり専門 員 林業専門技術 員 水産業専門技 術員 技術専門員 会計審査指導 専門員 工事検査専門 員 青少年指導專 門員 児童指導専門 員 文化専門員 機関長	室長 官 副課長 班長 副隊長	課長 室長 参事 隊長 官 主任生活創造 活動専門員 主任生涯学習 専門員 主任軽油調査 専門員 主任健康管理 専門員 主任統計専門 員 主任計量専門 員 主任渉外専門 員 主任農政専門 員 主任換地専門 員 主任農地管理 専門員 主任環境創造 型農業専門員 主任技術専門 員 主任工事検査 専門員 主任青少年指 導専門員 主任児童指導 専門員 主任文化専門 員 船長	秘書広報室長 元町プロジェ クト室長 局長 出納局長 工事検査室長 次長 参事 公館長 主任技術専門 員	会計管理者 部長 副防災監 局長 参事	理事 技監
---------	----	----	------	-----------	---	-----------------------------	---	--	---------------------------------	----------

別表第1 県民局又は県民センターの項及び東京事務所の項を次のように改める。

県民局又は県民センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	参事	副局長 副センター長 参事	局長 県民センター 長 参事	
室	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 多自然地域づ くり専門官 青少年指導官 消費生活専門 員 班長 課長補佐	室長補佐 主任青少年指 導官 主任消費生活 専門員	室長 次長 参事	室長		
消費生活センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 消費生活専門 員 課長補佐	室長補佐 主任消費生活 専門員	消費生活セン ター長			
県税事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 室長 税務専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任税務専門 員	所長 参事 室長	所長		
健康福祉事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐 健康福祉専門 員 健康管理専門 員	副所長 所長補佐 主任健康福祉 専門員 主任健康管理 専門員 主任栄養指導 専門員	所長 参事 福祉室長			

					栄養指導専門員 地域保健専門員 食品安全専門官 食品安全専門官 監査指導専門員	主任地域保健専門員 主任食品安全専門官 主任監査指導専門員					
但馬長寿の郷	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	管理部長	但馬長寿の郷長			
農林(水産)振興事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 所長補佐 農政専門員 森林専門員 技術専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政専門員	所長 参事	所長			
農業改良普及センター	職員	職員	主任職員	普及主査	課長 農政専門員 課長補佐	所長 所長補佐 主任農政専門員	所長				
但馬水産事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 農政専門員 水産業専門技術員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政専門員	所長				
土地改良事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 技術専門員 農政専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政専門員	所長 参事	所長			
土地改良センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 農地整備専門員 技術専門員 農政専門員 課長補佐	所長 所長補佐 主任農政専門員	所長				
六甲治山事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 農政専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政専門員	所長				
土木事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 技術専門員 課長補佐	所長 副所長 所長補佐 主任技術専門員	所長 室長 参事	所長			
尼崎港管理事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 技術専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任技術専門員	所長 室長				
姫路港管理事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 技術専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任技術専門員	所長				
東京事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	次長	参事	所長		

別表第1 広域防災センターの項及び県立健康科学研究所の項を次のように改める。

広域防災センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 防災教育専門員 消防教育専門員 課長補佐	消防学校副校長 主任消防教育専門員 所長補佐	部長 次長	消防学校長	センター長		
県立健康科学研究所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 衛生検査専門員	主任衛生検査専門員	部長	副研究所長			

別表第1 女性家庭センターの項を次のように改める。

女性家庭センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 女性家庭専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任女性家庭専門員		所長			
----------	----	----	------	------------	-----------------------	--------------------------	--	----	--	--	--

別表第1 県立総合衛生学院の項を次のように改める。

県立総合衛生学院	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 教務主任 課長補佐	部次長	部長 参事	副学院長	学院長		
----------	----	----	------	------------	--------------------	-----	----------	------	-----	--	--

別表第1 動物愛護センターの項を次のように改める。

動物愛護センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 動物愛護専門員 課長補佐	副所長 動物管理事務所長 支所長 所長補佐 主任動物愛護専門員		所長			
----------	----	----	------	------------	-----------------------	---	--	----	--	--	--

別表第1 精神保健福祉センターの項を次のように改める。

精神保健福祉センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 精神保健福祉 専門員 課長補佐	主任精神保健 福祉専門員 所長補佐		次長		
------------	----	----	------	------------	-----------------------------	-------------------------	--	----	--	--

別表第1 県立農林水産技術総合センターの項を次のように改める。

県立農林水産技術総合センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 農政専門員 専門技術員 課長補佐	副室長 主任農政専門 員 主任専門技術 員 所長補佐	局長 部長 室長	次長 参事	所長	
農業大学校	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 農政専門員 農業教育専門 員 課長補佐	副校長 主任農政専門 員 主任農業教育 専門員	統括農業教育 専門官	校長		
農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 農政専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政専門 員				
北部農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 農政専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政専門 員				
淡路農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 農政専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政専門 員				
畜産技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 農政専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任農政専門 員				
森林林業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 農政専門員 林業専門技術 員 課長補佐	副所長 部長 所長補佐 主任農政専門 員				
水産技術センター	職員	職員	主任職員	機関長 通信長 課長補佐 主査	船長 課長 農政専門員 水産業専門技 術員 機関長 通信長	副所長 部長 内水面漁業セ ンター所長 所長補佐 船長 主任農政専門 員		所長		

別表第1 県立淡路景観園芸学校の項を次のように改める。

県立淡路景観園芸学校	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 景観園芸専門 員 課長補佐	次長 所長補佐 主任景観園芸 専門員	副校長 部長		校長	
------------	----	----	------	------------	---------------------------	-----------------------------	-----------	--	----	--

別表第1 県立美術館の項を次のように改める。

県立美術館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	館長補佐	副館長 次長	館長 副館長	
-------	---------------------	---------------------	---------------------------	------------	------------	------	------	-----------	-----------	--

別表第1 備考5中「及び動物愛護センターの所長」を削る。

別表第2 県立農林水産技術総合センターの項及び県立人と自然の博物館の項を次のように改める。

県立農林水産技術総合センター	職員		研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	室長 部長 副室長 研究主幹 主席研究員	次長 場長 室長 参事
農業技術センター	職員		研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長 病害虫防除所 所長
北部農業技術センター	職員		研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長

淡路農業技術センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
畜産技術センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
森林林業技術センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
緑化センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	所長 主席研究員	
水産技術センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	
但馬水産技術センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	部長 次長 主席研究員	所長
内水面漁業センター	職員	研究員	課長 専門研究員 上席研究員 主任研究員	研究主幹 主席研究員	
県立人と自然の博物館	技術職員	研究員	主任研究員	主任研究員	副館長 次長 部長 主任研究員

別表第3精神保健福祉センターの項を次のように改める。

精神保健福祉センター	職員	課長 精神保健福祉 専門員 主査	所長 参事 課長	所長 参事
------------	----	---------------------------	--------------------	----------

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。



口頭により提供を求めることができる保有個人情報の指定を次のように定める。

令和5年3月31日

兵庫県人事委員会
委員長 田中基康

兵庫県人事委員会告示第4号

口頭により提供を求めることができる保有個人情報の指定

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則（令和5年兵庫県人事委員会規則第4号）により保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める規則（令和5年兵庫県規則第7号）第3条第1項の規定の例によるとされた提供する保有個人情報を次のように定め、令和5年4月1日以後に提供を求められたものから適用する。

提供する保有個人情報の内容		提供する期間	提供する場所
試験の内容	提供する内容		
筆記試験、1次面接試験及び最終面接試験を実施するもの	1 筆記試験の不合格者 筆記試験の得点及び順位	筆記試験の合格発表の日から1月間	人事委員会事務局任用課
	2 1次面接試験の不合格者 筆記試験及び1次面接試験の得点及び順位	1次面接試験の合格発表の日から1月間	
	3 最終面接試験の合格者及び不合格者 筆記試験、1次面接試験及び最終面接試験の得点及び順位	最終面接試験の合格発表の日から1月間	
筆記試験及び面接試験を実施するもの	1 筆記試験の不合格者 筆記試験の得点及び順位	筆記試験の合格発表の日から1月間	
	2 面接試験の合格者及び不合格者 筆記試験及び面接試験の得点及び順位	面接試験の合格発表の日から1月間	

附 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 平成9年兵庫県人事委員会告示第1号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）は、廃止する。